

[事案 25-165] 年金開始時期遡及変更請求

・平成 26 年 10 月 24 日 和解成立

<事案の概要>

個人年金保険の年金受取りの繰延べにあたり、源泉徴収が発生するとの説明を受けなかったことを理由に、源泉徴収された金額の補てんを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 3 年 10 月に契約した個人年金保険について、平成 24 年 9 月に「年金受取りを 1 年繰延べすると年金振込額が 527,363 円（繰延べしなければ 500,686 円）になる」との説明を受けたため、繰延べを行ったが、その 1 年後、受取り時に源泉徴収が発生し、手取り額は 527,363 円ではなく 499,941 円であることが分かった。

源泉徴収の発生や、実質受取金額について説明を受けなかったので、源泉徴収された金額を保険会社に補てんしてほしい。もしくは、繰延べ前のおり、年金振込額を 500,686 円としてほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 担当者は、繰延べに際し、第 1 回年金支払日を変更しない場合と、繰延べをした場合のそれぞれについて、年金年額・年金支給総額・源泉徴収税額および税額を控除した手取り額その他、年金支払開始日が繰延べされたことによる変更所要金が必要になることおよび変更所要金がいくらになるかを具体的に説明している。
- (2) 担当者は、申立人に「年金のしおり」を渡し、「年金のお受け取り時の税金について」の頁を示しながら、源泉徴収がされる場合等について説明をしている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、担当者の事情聴取の内容にもとづき審理を行ったところ、紛争の早期解決の観点から保険会社より和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。